

# 標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)  
最終改正 平成三十年一月三十一日 国土交通省告示第百二十七号

## 目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 見積り (第三条)
- 第三章 運送の引受け (第四条・第五条)
- 第四章 荷物の受取 (第六条・第七条)
- 第五章 荷物の引渡し (第九条・第十条)
- 第六章 指図 (第十三条・第十四条)
- 第七章 事故 (第十五条・第十七条)
- 第八章 運賃等 (第十八条・第十九条)
- 第九章 責任 (第二十二条 - 第二十九条)

## 第一章 総則

### (適用範囲)

- この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。
- この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

### 第二条 当日時

前項の受付日時を定め、店頭に掲示します。

## 第二章 見積り

### (見積り)

- 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。
- 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。
- 一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 三 荷物の受取日時及び引渡日
- 四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- 六 解約手数料の額
- 七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
- 八 荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
- 九 その他見積りに関し必要な事項
- 三 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容ごとく区分してわかりやすく記載します。
- 四 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。
- 五 当店は、見積りの際に内金、手付金等(前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。)を請求しません。
- 六 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。
- 七 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

## 第三章 運送の引受け

### (引受け拒絶)

- 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 運送に適する設備がないとき。
- 運送に關し申込者の負担を求められたとき。
- 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 一 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物の引越運送の引受けを拒絶することがあります。
- 一 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人において携帯することのできる貴重品
- 二 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物の損害を及ぼす恐れのあるもの
- 三 動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たつて特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することと適さないもの
- 四 申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの

## 第四章 荷物の受取

### (荷物の受取を行う日時)

- 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。
- 前二項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。
- 前二項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

## 第五章 荷物の種類及び性質の確認

- 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)、壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。)、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するもの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。
- 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。
- 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。
- 第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

## 第六章 荷物の引渡し

### (荷物の引渡しを行う日)

- 当店は見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 前項の規定にかかわらず、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
- 前二項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

## 第七章 不在の場合の措置

- 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わつて荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。)(の氏名及び連絡先の申告を求めます。
- 荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
- (引渡しができない場合の代理受取人(以下「荷受人等」という。))を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の指図を定め、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したところと異なることを、このために生じた損害を賠償します。
- 前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行つた処分を要した費用は荷送人の負担とします。

## 第八章 指図

### (指図)

- 前項の規定による処分を行つたときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 前項の規定による処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 当店は、第一項の規定により販売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び販売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

## 第九章 事故

### (事故の際の措置)

- 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損を発生したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

- 当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定められた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をします。
- 前項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 当店は、荷物の一部が滅失又は損を発生したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 当店は、荷物の引渡しを拒絶したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十章 危険品等の処分

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十一章 事故証明書の発行

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十二章 運賃等

### (運賃及び料金)

- 運賃及び料金は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十三章 事故証明書の発行

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十四章 運賃等

- 運賃及び料金は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十五章 事故証明書の発行

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十六章 運賃等

- 運賃及び料金は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十七章 事故証明書の発行

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十八章 運賃等

- 運賃及び料金は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第十九章 事故証明書の発行

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第二十章 運賃等

- 運賃及び料金は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第二十一章 事故証明書の発行

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第二十二章 運賃等

- 運賃及び料金は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第二十三章 事故証明書の発行

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第二十四章 運賃等

- 運賃及び料金は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第二十五章 事故証明書の発行

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第二十六章 運賃等

- 運賃及び料金は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第二十七章 事故証明書の発行

- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第二十八章 運賃等

- 運賃及び料金は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 前項に規定する処分による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。